

調 査 報 告 書

令和3年9月

三 島 市 議 会

I C T 推 進 検 討 特 別 委 員 会

<目次>

第1	調査の目的	2
第2	委員会の活動経緯	2
第3	調査結果としての委員会からの提案	4
第4	委員会の構成	7
資料	三島市議会情報通信機器使用基準（案）	8

第1 調査の目的

本委員会は、議会運営のさらなる効率化と議会・議員活動のより一層の活性化を図るため、議会運営におけるICTの利活用推進策を調査・検討することを目的に設置されたが、具体的なテーマとして、議会運営におけるタブレット端末の導入に向けた調査・検討を行うこととした。

第2 委員会の活動経緯

本委員会の活動の経緯は下表のとおり。なお、検討の経緯をわかりやすくするため、本委員会の活動に限らず、議会全体のICTの利活用推進に向けての取り組み内容についてもあわせて記載した。

年月日	会議名等	内容
令和2年10月1日	9月定例会最終日本会議	全議員発議により本委員会を設置
令和2年10月1日	第1回特別委員会	正副委員長の互選
令和2年11月9日	第2回特別委員会	1 委員会の設置目的の確認 2 現状のICT利活用推進の状況の確認 3 委員会の主な取り組み内容の検討 4 今後の進め方の確認
令和2年12月18日	第3回特別委員会	1 タブレット端末導入でできることの確認 2 県内各市議会の状況の確認 3 タブレット導入により期待される効果の検討 4 全議員で共通の端末を導入することの検討 5 導入に向けての検討事項の確認
令和3年1月15日	議員研修会 (全議員対象)	講師:北名古屋市議会議員 桂川将典氏 テーマ:議会のデジタル化の推進 ※コロナ禍を考慮し、Microsoft Teams を利用したオンライン方式で開催
令和3年2月1日	委員協議会	ペーパーレス会議システム「moreNOTE」の体験

年月日	会議名等	内容
令和3年2月1日	第4回特別委員会	1 政務活動費を使って会派でパソコンやタブレットを購入するときの取り扱いについての検討 2 費用負担のあり方についての検討 3 2月定例会の予算審査委員会における私有端末の持ち込みルールについての検討
令和3年2月4日	委員協議会	電子書棚システム「SideBooks」の体験
令和3年3月1日 ～ 令和3年3月8日	予算委員会	議員個人所有の情報機器端末の持ち込み試行を実施
令和3年3月22日	委員協議会	1 2月定例会の予算委員会における情報通信機器持ち込みの結果の確認 2 行政視察についての検討
令和3年3月26日 ～ 令和3年4月5日	全議員アンケート	インターネット経由で全議員に予算委員会における情報通信機器持ち込みについてのアンケートを実施
令和3年4月15日	先進地視察	視察先:御殿場市議会 テーマ:議会におけるタブレット端末導入などのICT推進の取り組みについて
令和3年4月23日	第5回特別委員会	1 議員アンケートの結果確認、6月定例会における情報通信機器の持ち込み試用の検討 2 行政視察を受けての諸課題の検討
令和3年5月27日	第6回特別委員会	1 6月定例会でのタブレット等情報通信機器の持ち込み試行等についての検討 2 議会としてのタブレット導入にあたっての諸課題の検討
令和3年6月1日	議会運営委員会	電子書棚システム「SideBooks」の試用を決定、同日より試用開始
令和3年6月8日 ～ 令和3年6月23日	6月定例会	会期中の本会議、常任委員会、議会運営委員会での議員個人所有の情報通信機器持ち込み試行を実施

年月日	会議名等	内容
令和3年7月6日	第7回特別委員会	1 6月定例会でのタブレット等情報通信機器の持ち込み試行等の結果についての意見交換 2 議会としてのタブレット導入にあたっての諸課題の検討
令和3年7月28日	第8回特別委員会	報告書案の検討
令和3年8月11日	全議員説明会	報告書案についての説明
令和3年8月23日	第9回特別委員会	報告書案の検討

第3 調査結果としての委員会からの提案

1 タブレット端末の導入

タブレット端末について、以下の導入によるメリットが期待されることから、三島市議会として、令和4年度からの導入に向け、予算措置等、具体的な準備を開始することを提案する。なお、導入にあたっての詳細についても以下、あわせて記載する。

(1) タブレット端末導入により期待されるメリット

- ① 議員が大量の資料を簡単に持ち運びできるようになることと、資料の検索が容易であることから、議案等の研究が容易になり、議会でのより活発な議論につながることを期待されるほか、様々な場面で市民に対してもよりわかりやすく正確な説明が可能になることが期待される。
- ② インターネットを経由したいわゆるオンライン会議が可能になるため、昨今の新型コロナウイルス感染症のような感染症や、地震、風水害等により緊急を要する場合、物理的に集まることが困難な場合でも、議会の本質である話し合いがある程度できるようになる。
- ③ 各種の会議資料、通知類を電子化、ペーパーレス化することで、議会事務局や執行機関において、用紙代の削減、印刷や郵送等にかかる費用、事務負担の軽減が見込まれる。議員にとっても資料保管にかかる様々な負担の軽減が見込まれる。
- ④ タブレット端末の導入は、市民に直接関係するものではないが、前述の通り議会での議論が活発になることが結果としてさらなる市民福祉の充実につながることで、また、議員個々の市民への説明力が高まることにより、市民の市政や議会に対する理解が深まることが期待される。

(2) 全議員で同一種類の端末を導入することと費用負担について

他の自治体議会で端末を議員個人の負担により導入している例もあるが、主たる目的として議員の公務で使用するためのものであること、ICTに対する知識が議員によって差がある中で、ICTに詳しくない議員にも導入しやすく、利用スキルについての全体の底上げがしやすくなること、また端末の保守上もメリットがあることなどから、全議員で同一種類の端末を公費で導入することが望ましい。

ただし、議員の公務だけでなく、政務活動やそれ以外の議員活動（政務活動費の対象外となる政治家としての活動）にも端末を活用することが考えられるので、他の自治体議会の例を参考に、月々の経費の一部として政務活動費から1人月額1,000円、私費から1人月額1,000円を充当する。

(3) 導入する機材及びソフトウェアについて

① タブレット端末本体について

【機種名】 Apple iPad Pro

12.9インチディスプレイ 本体記憶容量128GB LTE回線付

【データ通信量】 1台につき月間5GB程度

必要に応じて予備としてモバイルルータを1台導入する。

【付属品】 Apple Pencil

【数量】 24台（議員用22台＋事務局用2台）

【その他】 本体については5年間のレンタル契約とし、本体にかかる保守サービスとして、故障・破損・紛失時等に対応する代替機の提供サービス、紛失等の事故に対応するための365日体制のヘルプデスク、事務局で端末の状況の把握やシステムの更新等が可能な管理システムを整備する。

【選定理由】 機種については、A4サイズ書類をほぼ原寸大で見られ、操作がわかりやすいことから資料閲覧のストレスが少ないこと、他自治体での採用例が多いことなどから、12.9インチディスプレイモデルのiPad Proが望ましい。なお、議員の使用場面を考えた場合に議場以外の様々な場所で活用できた方がよいことから、LTE回線付きのモデルとしたい。

LTE回線のデータ通信量については、他自治体の利用状況等を勘案して1台月間5GB程度とした。なお、データ通信量を使い切った場合などの予備として、必要に応じてモバイルルータを1台導入したい。

本体記憶容量については、他自治体の例から、最小容量で十分と判断する。

付属品としてはペーパーレス化に伴い電子資料にメモを書き込む際の利便性を考慮し、Apple Pencilを導入したい。

契約期間は、令和5年4月末で現在の議員任期が満了となるため、次の議員任期分までとして5年のレンタル契約としたい。なお、次回以降の契約をする場合は、議員任期に合わせ4年の契約とすることが考えられる。

② 電子書棚ソフトについて

【商品名】東京インタープレイ（株）SideBooks

クラウド容量は10GBのオプションをつけて合計11GB。

【選定理由】資料の見やすさ、横断検索機能などの利便性が高いこと、他自治体での採用例が極めて多いことから、採用することとしたい。なお、クラウドの容量については、事前に検証したところ各種の行政関連資料を登録すると標準の1GBでは不足することが確実だったため、最小の10GBのオプションを追加したい。

③ その他のソフトウェアについて

グループウェアとして無料版のLINE WORKS、Office ファイルの閲覧用途に無料版 Office Mobile、議案説明等の動画視聴用途に YouTube を標準で端末に導入する。

なお、議員の公務だけでなく、政務活動やそれ以外の議員活動にも端末を活用することを踏まえ、議員個人の希望でソフトウェアを追加する場合は、議長の許可を得た上で追加できるようにする。

2 議場等への情報通信機器の持ち込みと使用基準

ICTの利活用推進の検討の一環として、試行として議場等への個人所有の情報通信機器の持ち込み使用を認めてきたが、使用者から複数の端末を持ち込むことの利便性を評価する声があるため、これは今後も継続し、タブレット端末の導入後も継続して認めていくべきである。

また、タブレット端末の導入に合わせて、導入したタブレット端末に関する内容と、従来試行してきた個人所有の情報通信機器の持ち込み使用に関する内容を併せ持つ、情報通信機器の使用基準の制定が必要である（別添資料参照）。この基準は必要最小限度の規定としているが、今後、実際に情報通信機器の使用を進めていく中で、必要があれば都度見直しをしていくべきである。

3 今後の課題と検討組織の設置

導入時の課題として、議員のタブレット端末など情報通信機器の利用スキルに差があるため、業者による研修以外にも、議員同士で教えあうような機会を設けていくことで、全議員が一定水準のスキルを習得できるようにすることが極めて重要と考える。

また、実際に使っていく中で発生した課題に対する検討を行ったり、より便利な使い方を共有したりするなど、ICTの利活用推進の検討は今後も継続的に行う必要があり、特別委員会という形にこだわらずとも、何らかの検討組織を設置することは必須と考える。

4 まとめ

今回、本委員会が提案するタブレット端末導入の最大の目的は、大量の資料を簡単に持ち運び、検索、閲覧ができるようになることにより、より活発な議会での議論が行われるようになることと、議員それぞれが市民に対してよりわかりやすい説明ができるようになることである。従って、ペーパーレス化や様々な業務負荷の軽減などは、あくまで副次的なものである。

このことを踏まえると、タブレット端末の導入それ自体は、あくまでこの目的達成に向けてのスタート地点に過ぎないということは明白で、ここから議員全員が新しい道具を使いこなして目的を達成できるように、不断の努力が求められるということは、改めて確認しておきたい。

ICTの分野は日進月歩で、次々と新しい技術が開発されていく。活発な議論を通じて市民福祉の向上と市政の発展に資するという議会の本来の役割を果たしていくために、今後も時代の変化にあわせ、三島市議会として新しい技術の活用に積極的に取り組んでいくべきであることを付言して、本委員会からの提案のまとめとしたい。

第4 委員会の構成

【ICT推進検討特別委員会】

委員長：佐野 淳祥
副委員長：宮下 知朗
委員：野村 諒子
委員：村田 耕一
委員：藤江 康儀
委員：古長谷 稔
委員：河野 月江

三島市議会情報通信機器使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、三島市議会（以下「議会」という。）における情報通信機器の適正な使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 情報通信機器とは、タブレット端末、ノートパソコン、スマートフォン及び携帯電話をいう。
- (2) 会議とは、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、各派代表者会議、議会だより編集委員会、議会報告会運営会議、議員説明会及び各委員会の協議会をいう。
- (3) 会議の長とは、本会議における議長及び委員会における委員長など、会議の議事を整理し、秩序を保持する者をいう。
- (4) グループウェアとは、議会の情報連絡、スケジュール管理などのサービスを提供するソフトウェアをいう。
- (5) 会議用システムとは、主に会議資料等の閲覧、共有のために使用するシステムをいう。

（適用範囲）

第3条 この基準は、会議において情報通信機器を所持する議員、市の執行機関の職員及び議会事務局職員（以下「機器所持者」という。）について適用するものとする。

（情報通信機器の使用）

第4条 機器所持者は、会議において情報通信機器を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

（情報通信機器の使用制限）

第5条 機器所持者は、会議において情報通信機器を使用する場合、当該会議の目的外で使用してはならない。

（禁止事項）

第6条 機器所持者は、会議において情報通信機器を使用する場合、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 審議及び審査中の情報を外部へ発信すること。
- (2) 通話、電子メール類の送信及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）・掲示板類へ投稿すること。
- (3) 音声、操作音及び着信音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行うこと。
- (4) 会議を撮影し、録音し、又は録画すること。

(5) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

(6) その他議長が定めること。

- 2 会議の長は、前項各号に掲げる規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対して注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、会議の長は、情報通信機器の使用を停止させることができる。

(タブレット端末の貸与)

第7条 議長は、会議その他の議員活動に使用するために、議員にタブレット端末を貸与するものとする。

- 2 議員は、貸与されたタブレット端末(以下「貸与端末」という。)を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 議員は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に貸与端末を返却しなければならない。

(貸与端末の取り扱い)

第8条 議員は、貸与端末を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

- 2 議員は、貸与端末の使用に当たっては、第三者に不正に使用されないように、適切なパスワード管理等必要な対策を行わなければならない。
- 3 議員は、貸与端末を紛失又は破損した場合、速やかに議長に届け出るものとする。

(貸与端末に関する禁止事項)

第9条 議員は、貸与端末の使用に当たっては、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、文書により議長に申請を行い、承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 貸与端末の改造、交換
- (2) ソフトウェアの追加、削除

(グループウェア等の使用)

第10条 グループウェア及び会議用システム(以下、グループウェア等という。)は、議長から利用権限を付与された議員及び議会事務局職員(以下、使用者という。)のみが使用できる。

- 2 グループウェア等の使用者は、グループウェア等の使用に当たっては、第三者に不正に使用されないように、適切なパスワード管理等必要な対策を行わなければならない。
- 3 グループウェア等の使用者は、個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示してはならない。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。また、この基準の運用について疑義が生じた場合は、議長がこれを決定する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。